

品川区資源リサイクル活動団体報奨金等支給要綱

制定 平成 4年6月8日区長決定 要綱第56号
改正 平成 25年3月29日区長決定 要綱第107号
改正 令和 3年3月31日区長決定 要綱第80号

(目的)

第1条 この要綱は、リサイクル活動を通じごみの減量と資源の有効利用に貢献した資源リサイクル活動団体(以下「活動団体」という。)に対し、報奨金および協力金を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 報奨金は、活動団体が新聞・雑誌等(以下「再生資源」という。)を取り扱う業者に再生資源を引き渡した実績に応じ、支給するものとする。

2 協力金は、雑がみ(再生資源のうち新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック以外の古紙で、再生紙の材料となるものをいう。以下同じ。)を回収した団体に対して、その回収月数に応じ、前項の報奨金に加えて支給するものとする。

3 協力金は、雑がみ回収の登録申請があつた活動団体に対し、支給するものとする。

(支給の方法)

第3条 活動団体は、再生資源の回収後すみやかに資源回収実績報告書(以下「報告書」という。)により、区長に報告しなければならない。

2 活動団体は前条第2項の協力金の支給を受ける場合、報告書に雑がみを回収した数量を記載しなければならない。

3 区長は、報告書を確認のうえ、再生資源の回収の実績に応じ、報奨金および協力金を支給する。

(算定基準)

第4条 報奨金は、再生資源回収量の1キログラムにつき8円とし、これを乗じて算出した額を支給する。

2 協力金は、実際に雑がみを回収した月数に1,000円を乗じて算出した額を支給する。

(支給の時期および対象期間)

第5条 報奨金および協力金は、1月から6月までの再生資源回収実績について、9月末日までに、7月から12月までの再生資源回収実績について、翌年3月末日までに支給する。ただし、区長が認めた場合は、この限りではない。

付 則(平成 4年 6月 8日区長決定)

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

付 則(平成 25年 3月 29日区長決定)

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

2 平成 25年1月から3月までの間に、アルミ缶または紙パックを回収した場合はこの要綱の改正前の品川区資源リサイクル活動団体報奨金および協力金支給要綱に基づき、協力金を支給する。

付 則(令和 3年 3月 31日区長決定)

1 この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

2 改正後の品川区資源リサイクル活動団体報奨金等支給要綱の規定は、この要綱の適用の日以降に回収された再生資源の実績に係る報奨金および協力金の支給について適用し、同日前に回収された再生資源の実績に係る報奨金の支給については、なお従前の例による。